

2. 道路

道路は、都市の経済活動や災害時の救援・復旧を支える重要な都市基盤*です。これまで市では、国や県と連携しながら、計画的に整備を進めてきました。

今後は、これまで整備した道路を適切に維持管理するとともに、道路のバリアフリー*化や無電柱化*、歩道・自転車の通行空間の形成などを通じて、多様な交通手段に対応した誰もが安全に利用できる道路環境を構築していくことが必要です。また、長期間にわたり未着手となっている都市計画道路*については、社会情勢の変化や沿線のまちづくりの動向などを踏まえた必要性の検証や計画の見直しが必要です。

さらに、関連する橋梁については、利用実態や周辺の道路状況を踏まえ、統廃合を視野に入れた見直しを行い、適切かつ効率的な維持管理と耐震化を図ることが求められます。

必要性の高い道路については引き続き整備を進めながら、既存施設の維持管理や安全性の向上を中心に取組を進め、安全で利便性の高い道路ネットワークを形成します。

(1) 広域連携道路

- ▶ 人や物の円滑な移動を支え、産業振興や交流を促進する広域的な幹線道路については、関係機関に対し、適切な維持管理や安全対策の実施を働きかけます。
- ▶ 暫定供用となっている広域連携道路については、関係機関と連携して整備を進めます。



一般国道407号

(2) 地域連携道路

- ▶ 広域連携道路を補完し、市内や近隣自治体間の移動を支える地域連携道路については、関係機関と協力しながら、適切な維持管理や安全対策を行います。
- ▶ 暫定供用又は未供用となっている地域連携道路については、関係機関と連携して整備を進めます。



都市計画道路 第一小学校通線

*都市基盤(P142) *バリアフリー(P143) *無電柱化(P144) *都市計画道路(P142)

(3) 市街地形成道路

- ▶ 市街地ゾーンの骨格を形成する市街地形成道路は、まちなかの円滑な移動を実現するため、順次整備を進めます。なお、これから整備する路線については、バリアフリー*に対応した歩道の整備を進めるとともに、自転車道の整備も検討します。
- ▶ 整備が完了した道路については、関係機関と協力しながら、適切な維持管理や安全対策を行います。

(4) 市街地環状道路

- ▶ 東松山駅周辺市街地を通過する交通の緩和に向けて、市街地ゾーンの外側を取り巻く環状道路の整備を進めます。



都市計画道路 市の川通線

(5) 生活道路

- ▶ 幹線以外の道路については、引き続き適切な維持管理を行うとともに、幅員が狭いものは狭あい道路*整備に関する要綱や地区計画制度*などを活用した整備を進め、交通利便性と防災性の向上を図ります。
- ▶ 誰もが積極的に出歩ける安心・安全な道路環境を構築するため、歩道の改善や防犯灯の設置など交通安全対策を進めます。



生活道路

*/バリアフリー(P143) *狭あい道路(P139) *地区計画制度(P141)

東松山市都市計画マスタープラン

図 24 道路方針（参考図）

